

豊田市山村地域貢献事業応援補助金交付要領

1 目的

この要領は、豊田市山村地域貢献事業応援補助金の交付に関し、豊田市山村地域貢献事業応援補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

市内で1年以上事業を営む中小企業者等（令和4年4月1日時点で条件を満たしていること）

3 補助対象外経費

次のいずれかに該当するものは補助の対象外とする。

(1) 以下の支払方法によるもの

- ① 仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用及び一部利用による支払い
- ② 事業実施期間内に支払が完了しない分割払い

(2) フランチャイズ加盟料

(3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く）

(4) 販売する商品の原材料費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

(5) 飲食、娯楽、接待等の費用

(6) 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両（補助対象事業のみで使用されることが確認できるものを除く）の購入費・修理費・車検費用

(7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

(8) 収入印紙

(9) 両替手数料

(10) 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という）等）

(11) 各種保険料

(12) 借入金などの支払利息及び遅延損害金

(13) 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用

(14) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）の購入費

(15) 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く)

(16) 事業に係る自社の人件費、旅費

(17) その他市長が不適切と認めるもの

4 採択申請書の提出

(1) 採択申請書の提出期間は、令和4年4月1日から令和4年5月13日までとする。

(2) 採択申請に係る書類はA4サイズ用の紙に印刷して提出するものとする。

(3) 採択事業計画書(様式第1号-2)はA4サイズで計5ページ以内とする。

(4) 市内における1年以上の事業実績が確認できる書類は以下の通りとする。

	提出物	備考
法人の場合	貸借対照表および損益計算書(直近1期分)【必須】	◇損益計算書がない場合は、確定申告書(表紙(受付印のある用紙)および別表4(所得の簡易計算))を提出してください。
個人事業主の場合	直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1~4面)】(税務署受付印のあるもの)または開業届(税務署受付印のあるもの)【必須】 ※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出	◇所得額に関わらず確定申告書を提出してください。 ◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」(コピー不可)を追加で提出してください。 ◇電子申告をした方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください

5 推薦機関

(1) 推薦機関は、原則として藤岡商工会、小原商工会、足助商工会、下山商工会、旭商工会及び稲武商工会(以下「市内商工会」という。)とする。

- (2) 市と推薦機関は、相互に連携を図り、効果的な事業実施に努めるものとする。
- (3) 推薦機関は、補助事業者から事業計画の説明を受け、当該商工会地区が抱える買い物環境の課題解消に資すると認められた場合は、補助事業推薦書兼確認書（様式第1号-6）を作成する。
- (4) 複数の商工会地区で事業を行う場合は、そのうち一つの商工会で補助事業推薦書兼確認書を作成する。

6 審査会

- (1) 計画事業の審査を行うために、豊田市山村地域貢献事業応援補助金採択審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、産業部長、農林振興室長、企画課長、商業振興委員長、経済団体の代表、中小企業診断士及び市長が必要と認める者を審査員として構成するものとする。
- (3) 審査会に会長を置き、産業部長をもって充てる。
- (4) 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

7 審査方法

- (1) 審査会における審査は、原則として書類審査により行うものとし、非公開とする。
- (2) 各審査員は、個別に評価（5点満点×5項目）する。
- (3) 審査項目ごとに全審査員の評価点の平均値を算出して、全審査項目の平均値の合計に加点を加え、合計点が高い事業者から順に、予算の範囲内で採択事業を決定する。
- (4) 選考に必要な基準点を15点とし、基準点に満たない事業者は原則採択しない。
- (5) 会長は、必要と認める場合において、事前に関係機関から意見を聴き、審査員にその内容を共有することができる。

8 審査項目

審査は、審査基準表に掲げる次の項目を基に評価する。

- (1) 事業内容にかかる評価（5段階評価）
 - ① 妥当性
 - ② 実効性と有効性
 - ③ 政策的必要性
 - ④ 継続性と波及性
 - ⑤ 先駆性・独創性と費用対効果

【評価点と評価基準（評価目安）】

「5」…特に優れている

（具体性・有効性が非常に高く、極めて大きな効果・波及効果が期待できる。）

「4」…優れている

(具体性・有効性が十分に認められ、事業により大きな効果が期待できる。)

「3」…普通

(具体性・有効性が認められ、事業により一定の効果が期待できる。)

「2」…やや劣っている

(内容の一部、不十分・不透明な部分があり、事業効果に疑問が残る。)

「1」…劣っている

(内容が全体的に不足・不明確で、事業効果を認めることが困難である。)

(2) 加点評価 (1項目につき1点とする)

- ① 豊田市商業アドバイザー派遣 (単にアドバイザーの助言を受けただけでなく、助言内容を実現する取組を行う場合に加点)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。